

令和7年第2回知北平和公園組合議会定例会は、令和7年（2025年）8月21日午後1時30分知北平和公園組合事務所議場に招集された。

1 出席議員（9人）

1番 北川明夫	2番 早川直久
3番 佐藤友昭	4番 早川高光
5番 蟹江陸孝	6番 竹田隆憲
7番 鏡味昭史	8番 北野興地
9番 三浦雄二	

2 欠席議員

なし

3 開閉の日時

開会 令和7年（2025年）8月21日 午後1時30分

閉会 令和7年（2025年）8月21日 午後2時00分

4 説明のため会議に出席した者

管理者	花田勝重	副管理者	岡村秀人
副管理者	日高輝夫	副管理者	山口智絵子
監査委員	武井正彦	会計管理者	今村みよし
所長	水野泰則		

5 職務のために会議に出席した者

東海市環境経済部長	河田明	大府市市民協働部長	中村浩
東浦町地域創造部長	宇治田昌弘	東海市生活環境課長	櫛田竜也
大府市環境課長	太田雅之	東浦町環境課長	畔上智
総務係長	山内ふみえ	施設係長(整備担当)	竹内昌史
施設係長(運営担当)	池嶋尚也		

## 6 議事日程

日 程	議案番号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	報告 4	例月出納検査結果報告 (令和 7 年 (2025 年) 4 月～6 月分)	
4	認定 1	令和 6 年度知北平和公園組合一般会計歳入歳出決算認定について	認定
5	認定 2	令和 6 年度知北平和公園組合霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
6	議案 8	知北平和公園組合斎場整備事業設計・建設工事請負契約の変更について	原案可決

## 7 議会に付した事件

議事日程に同じである。

(8月21日 午後1時30分 開会)

## 8 議 事

議長（早川 高光）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は9人で定足数に達しております。

よって、令和7年第2回知北平和公園組合議会定例会は成立しますので、開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、事前に配付しました日程表により進めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会議に先立ちまして、管理者より挨拶をいただきます。

管理者（花田 勝重）

皆さん、こんにちは。

議長のお許しを得まして、開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和7年第2回知北平和公園組合議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様には御多用中にもかかわらず御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日御審議をお願いいたします案件は、決算認定案件など3件でございます。

議案の内容につきましては、後ほど御説明申し上げますが、よろしく御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

議長（早川 高光）

議案等の説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、管理者以下関係職員の出席を求めましたので、御報告します。

---

議長（早川 高光）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第63条の規定により、6番竹田隆憲議員及び7番鏡味昭史議員を指名します。

---

議長（早川 高光）

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

---

議長（早川 高光）

日程第3、報告第4号「例月出納検査結果報告（令和7年（2025年）4月～6月分）」を行います。

本件は、監査委員から当職宛てにそれぞれ報告書が提出されておりますので、その写しの配付をもって報告とさせていただきます。

以上で、日程第3、報告第4号「例月出納検査結果報告（令和7年（2025年）4月～6月分）」を終わります。

---

議長（早川 高光）

日程第4、認定第1号「令和6年度知北平和公園組合一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第5、認定第2号「令和6年度知北平和公園組合霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について」の2案を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者より説明をお願いします。

所長（水野 泰則）

ただいま上程されました、令和7年認定第1号及び認定第2号につきまして、一括して御説明申し上げます。

一般会計歳入歳出決算書の1ページを御覧ください。

令和6年度知北平和公園組合一般会計歳入歳出決算について、議会の認定をいただくため、その内容について御説明させていただきます。

4ページを御覧ください。

決算書の歳入の表より、一番下の行の歳入合計の欄を御覧いただくと、予算現額

22億4,944万3,000円に対し、調定額・収入済額ともに22億5,083万2,961円で、不納欠損額や収入未済額は無く、予算現額に対し138万9,961円の増となっております。

5ページを御覧ください。

歳出の表より、一番下の歳出合計は、予算現額22億4,944万3,000円に対し、支出済額は22億4,002万9,634円、翌年度繰越額は無く、不用額は941万3,366円となっております。

収入済額の合計から支出済額の合計を差し引いた歳入歳出差引残額は1,080万3,327円となり、全額を令和7年度に繰り越しいたしました。

8ページ、9ページを御覧ください。

歳入の決算事項別明細書について御説明させていただきます。

1款分担金及び負担金の収入済額は1億613万9,000円となり、そのうちの、斎場を運営するための1目斎場事業負担金の収入済額は7,550万4,000円で、各市町の負担金は前年10月1日現在の人口割で算出し、その内訳は備考欄のとおりとなり、また、組合を運営するための2目事務費負担金の収入済額は3,063万5,000円で、各市町の負担金は人口割が80%、均等割が20%で算出し、その内訳は備考欄のとおりとなっております。

2款使用料及び手数料の1項使用料1目斎場使用料の収入済額1,568万2,247円は、予算に対し168万2,247円の増となっており、その主な理由は人体の火葬件数が見込みより上回ったことによるもの、3款財産収入の1項財産運用収入1目財産貸付収入の収入済額1万6,880円は、電柱や支線等に係る土地貸付収入によるもの、2目利子及び配当金の収入済額70万609円は、新斎場建設基金の利子によるもの、4款繰入金の収入済額5億6,123万円は、新斎場建設基金からの繰入金、5款繰越金の収入済額625万3,358円は、令和5年度からの繰越金、6款諸収入1項1目預金利子の収入済額3万9,168円は普通預金利子等で、2項1目雑入の収入済額1,577万1,699円は資源物を含む残骨灰の売却金1,325万6,911円や、工事用光熱水費工事受注者負担金247万8,002円などで、7款組合債の収入済額15億4,500万円は、新斎場整備費に充当するため市中銀行から借り入れを行ったものとなっております。

以上より、歳入の収入済額の合計は9ページのページ番号のすぐ上の22億5,

083万2,961円となっております。

10ページ、11ページを御覧ください。

歳出の決算事項別明細書について御説明申し上げます。

1款1項1目議会費の支出済額は45万6,359円、執行率は78%となっております。

次に、組合を運営するための2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の支出済額は3,343万306円で、執行率は94.9%となっております。

主な支出内容は、所長と総務係を合わせた職員3人分の人件費に関する2節の給料、3節の職員手当等、4節共済費や、10節需用費の消耗印刷費など、次のページに移りまして、13節使用料及び賃借料の備考欄の各種システムの使用料などとなっております。

次に、2項1目監査委員費の支出済額は13万8,266円で、執行率は98.1%となっており、監査委員2名の報酬となっております。

続きまして、3款事業費、斎場を運営するための1項1目斎場事業費の支出済額は9,333万3,035円で、執行率は96%となっております。

主な支出内容は、10節需用費の備考欄のうち、斎場の光熱水費2,871万9,491円や、修繕料242万7,361円など、12節委託料の備考欄のうち、火葬業務を実施するための費用の火葬業務委託料3,993万円や、斎場の清掃委託料792万円、次ページに移りまして、備考欄に記載されている各種設備やシステムの保守費などとなっております。

14節の工事請負費216万8,100円は、斎場の空調用大型室外機が故障したため、予算を流用して、緊急で待合室のエアコンを設置したものとなっております。

次に、2目新斎場を整備するための斎場建設事業費の支出済額は21億1,083万5,449円で、執行率は99.9%となっております。

主な支出内容は、14節工事請負費21億623万となっております。

続きまして、4款公債費、1項2目利子の支出済額183万6,219円で、利子の支払いの不用額が215万8,781円と多くなったのは、借入金利が想定より低くなったため、5款予備費は未執行となっております。

以上より、歳出の支出済額の合計は15ページの表の一番下22億4,002万

9, 634円となっております。

16ページに移りまして、実質収支に関する調書は記載のとおりで、実質収支額は1,080万3,327円となっております。

続きまして、認定第2号の霊園事業特別会計歳入歳出決算書の御説明をさせていただきます。

霊園事業特別会計歳入歳出決算書の1ページを御覧ください。

令和6年度知北平和公園組合霊園事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定をいただくため、その内容について以降御説明させていただきます。

4ページを御覧ください。

決算書の歳入の表より、一番下の行の歳入合計の欄を御覧いただくと、予算現額1億4,295万4,000円に対し、調定額は1億2,482万5,166円、収入済額は1億2,473万9,426円で、不納欠損は無く、収入未済額8万5,740円で、予算現額に対し1,821万4,574円の減となっております。

5ページを御覧ください。

歳出の表より、一番下の歳出合計は、予算現額1億4,295万4,000円に対し、支出済額は1億2,233万1,439円、翌年度繰越額は無く、不用額は2,062万2,561円となっております。

収入済額の合計から支出済額の合計を差し引いた歳入歳出差引残額は240万7,987円となり、全額を令和7年度に繰り越しいたしました。

8ページ、9ページを御覧ください。

歳入の決算事項別明細書について御説明申し上げます。

霊園を運営するための1款分担金及び負担金1項負担金1目霊園事業負担金の収入済額は4,067万円で、各市町の負担額は前年10月1日現在の人口割で算出し、その内訳は備考欄のとおりとなっております。

2款使用料及び手数料1項使用料の1目永代使用料の収入済額1,509万6,000円は、備考欄のとおり4.0㎡の墓地が12区画、3.2㎡の墓地が16区画、合計28区画分の新規利用者の永代使用料によるものです。なお、予算では60区画の墓地の新規利用者を想定していたため、収入が予算時の半分程度となっております。

続きまして、2目維持管理料の収入済額は772万8,600円で、収入未済額

8万5,740円は維持管理料を滞納した使用者15名の累計26件分の未納分を計上しております。なお、令和6年度から維持管理料の口座引落しの制度を創設したため、維持管理料の5年間分前払い制度を廃止いたしております。

3目公園使用料の収入済額28万6,626円は、公園内の自動販売機の設置使用料などによるものとなっております。

3款財産収入の1項財産運用収入1目利子及び配当金の収入済額336万9,437円は、霊園管理基金の利子によるもの、4款繰入金1項基金繰入金1目霊園管理基金繰入金の収入済額5,173万2,155円は、備考欄の前納維持管理料、墓地工事のほか、永代使用料還付金、合葬式墓地整備事業などに充当するため繰入れしたもの、10ページに移りまして、5款繰越金の収入済額521万9,915円は、令和5年度からの繰越金、6款諸収入の収入済額63万6,693円は、1項延滞金、加算金及び過料と2項雑入の合計となっております。

以上より、歳入の収入済額の合計は1億2,473万9,426円となっております。

12、13ページを御覧ください。

歳出の決算事項別明細書について御説明申し上げます。

霊園を運営するための1款事業費1項霊園事業費1目霊園管理費の支出済額は1億2,233万1,439円で、執行率は86.2%となっております。

主な支出内容は、施設係4人分の人件費に関する2節の給料、3節の職員手当等、4節共済費や、10節需用費の備考欄のうち、霊園の電気・水道の光熱水費106万6,703円や、霊園の修繕料263万3,895円など、12節委託料の備考欄のうち、霊園を運営するための費用として施設維持管理委託料3,168万円をはじめとする8つの委託料など、14節工事請負費の備考欄のうち、公園整備工事369万6,000円は公園のトイレの洋式化に要した費用、墓地整備工事2,626万4,700円は休憩棟の空調機を更新する費用や、霊園内の園路を計画的に更新するために要した費用となっております。

22節償還金、利子及び割引料805万3,300円は、墓地を返還した利用者99名に支払った還付金で、24節積立金1,846万5,437円は、霊園管理基金に基金利子、墓地の永代使用料を積み立てたものとなっております。

2款予備費は、未執行で、以上より、歳出の支出済額の合計は1億2,233万

1, 439円となっております。

14ページの実質収支に関する調書は記載のとおりでございまして、実質収支額は240万7,987円となっております。

続きまして、財産に関する調書の2、3ページを御覧ください。

1の公有財産について、3ページの中央あたりに記載があります3,175.99㎡の床面積の増は、令和6年度に新斎場の建設が完了したため、増加したものとなっております。

続きまして4ページに移りまして、4の基金について、(1)霊園管理基金は、出納整理期間中の増減も含め3,326万7,000円の減となり、残高が9億405万円で、(2)の新斎場建設基金は、出納整理期間中の増減も含め5億6,053万円の減となり、残高が2億2,186万3,000円となっております。

最後に、別冊の主要施策報告書は、決算に関する主な施策や事業の内容について取りまとめておりまして、事業内容の年度間の比較や経過なども確認できる資料となっております。

決算認定の説明は以上となります。

よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（早川 高光）

引き続きまして、監査委員から決算審査結果についての報告をいただきます。

監査委員（武井 正彦）

決算審査の結果につきまして、御報告申し上げます。

令和6年度知北平和公園組合一般会計歳入歳出決算及び霊園事業特別会計歳入歳出決算に係る審査を、去る7月22日に、鏡味昭史監査委員とともに実施いたしました。

審査の方法は、管理者から提出された各会計決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書に基づき、関係職員の説明を聴取するとともに、関係帳簿及び諸書類を照合点検し、予算の執行状況等、その適否について審査をいたしました。

その適否につきましては、各会計とも計数に誤りはなく正確であり、予算執行状況も妥当であると認められました。

また、決算書類及び附属書類も関係法令に準拠して作成されておりました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付いたしました決算審査意見書を御覧いただきたく存じます。

以上、簡単ではございますが令和6年度知北平和公園組合一般会計歳入歳出決算及び霊園事業特別会計歳入歳出決算の審査結果の報告といたします。

議長（早川 高光）

ただいまより質疑を行います。

初めに、認定第1号「令和6年度知北平和公園組合一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。

なお、質疑のある方は、その関連ページをお示してください。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。

よって、認定第1号「令和6年度知北平和公園組合一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定されました。

---

議長（早川 高光）

次に、認定第2号「令和6年度知北平和公園組合霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。

なお、質疑のある方は、その関連ページをお示してください。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。

よって、認定第2号「令和6年度知北平和公園組合霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定されました。

---

議長（早川 高光）

日程第6、議案第8号「知北平和公園組合斎場整備事業設計・建設工事請負契約の変更について」を議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者より説明をお願いします。

所長（水野 泰則）

ただいま上程されました、議案第8号「知北平和公園組合斎場整備事業設計・建設工事請負契約の変更について」、御説明申し上げます。

提案の理由といたしましては、令和6年5月20日議案第8号で議決された「知北平和公園組合斎場整備事業設計・建設工事請負契約の変更について」、変更契約を締結するため、知北平和公園組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容といたしましては、契約金額を1,265万円減額し、31億9,715万円とするもので、変更の理由といたしましては、旧火葬場解体における既設杭撤去を取り止めたこと、及び労務単価、物価上昇に伴い、設計・建設工事請負契約約款第36条第6項のインフレスライド条項に基づき契約変更をするものでございます。

なお、変更額の内訳は、既設杭撤去を取り止めたことによる2,574万円の減額、残工事に対するインフレスライドで1,309万円の増額となり、差し引きで1,265万円の減額となっております。

以上をもちまして、議案第8号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（早川 高光）

ただいまより質疑を行います。

質疑のある方の発言をお願いします。

6 番（竹田 隆憲）

先回行われた契約から既設杭撤去を取り止めた理由と経緯をお伺いいたします。

議長（早川 高光）

お答え願います。

所長（水野 泰則）

まず理由といたしましては、要求水準書を作成した際は旧火葬場の火葬棟と待合棟を同時に解体し、同時に杭撤去を行うことを想定いたしておりました。一方熊谷組グループは、利用者用の駐車場の整備を優先するため、火葬棟と待合棟を別々に解体し、別々に杭撤去を行う計画となっておりました。その別々に工事をする影響により2度の杭抜機の搬入搬出組立を行うため無駄なコストが発生し、また品質面でも急いで工事するため地盤沈下のリスクも懸念されました。そのため工事内容を再度検討し、利用者用駐車場整備を優先しつつ、コスト・品質にも配慮して、既設の杭の撤去を取り止めることといたしました。

議長（早川 高光）

答弁終わりました。

6 番（竹田 隆憲）

理由と経緯はわかりました。再質問をさせていただくのですけれども、近年、公共工事ばかりでなく民間の建設工事でも、土を掘り返すと何か異物が出てきたとかで余計なコストがかかるような事業などがよくあるのですけれども、今の杭を残すことによって50年後、100年後にもし建て替えとなった時に、そういった2度コストがかかるような問題とか起こることはないでしょうか、お願いいたします。

議長（早川 高光）

お答え願います。

所長（水野 泰則）

問題点というところだと思いますが、まず問題として想定されるのが、杭が残っていることがわからなくなることです。その対策として、今回は新斎場の竣工図面に旧斎場の杭の座標位置とその種類を明記し管理するというような形をとること

を考えております。また、今回は問題になりませんが、第三者に土地を売買する場合は一般的に杭を撤去する必要があるとございます。今回の土地は火葬場として都市計画決定もされており、第三者に売買も行わないためそのような問題はないと考えております。また今の話で少し見方を変えると、建設業界では杭を資源と考え、管理できる状態で残置し再利用することで環境負荷を減らしていこうというような考え方も増えてきています。なので今後ですね、杭の再利用が一般化することで、再利用できる杭を撤去してしまうことが、環境負荷の増加につながる可能性もあるというところでございます。これらのことを総合的に検討し、既存の杭の撤去を取り止めることは問題ないというふうに考えております。

議長（早川 高光）

他にありませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。

よって、議案第8号「知北平和公園組合斎場整備事業設計・建設工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

---

議長（早川 高光）

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

ここで、管理者から挨拶をいただきます。

管理者（花田 勝重）

議長のお許しを得まして、令和7年第2回知北平和公園組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日御提案申し上げました案件につきましては、慎重に御審議、御決定をいただ

き、厚くお礼を申し上げます。

今後とも、一層の御支援・御協力をいただきますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（早川 高光）

これをもちまして、令和7年第2回知北平和公園組合議会定例会を閉会いたします。

終始御協力を賜りありがとうございました。

（8月21日 午後2時00分 閉会）

この会議録は、書記の記載したものであるが、その内容に相違がないことを証明するためここに署名する。

知北平和公園組合議会

議 長 早 川 高 光

---

6 番議員 竹 田 隆 憲

---

7 番議員 鏡 味 昭 史

---